

陪審制の教訓と裁判員

わが国において、昭和3(一九二八)年10月から昭和18(一九四三)年3月の間に行われた陪審制度は失敗に終わったと言ってよい。この陪審裁判は12名の陪審員が有罪無罪を決し、量刑は裁判官が決めるというものであり、死刑、無期懲役(禁錮)に当る事件は必ず陪審裁判で行われ(法定陪審)、3年を超える懲役(禁錮)に当る事件は被告人の請求によって陪審裁判で行われる(請求陪審)というものであった。この14年半の間に全国で行われた陪審裁判は四八四件であった。しかし、昭和11(一九三六)年度までの内訳を見ると、昭和3年が31件(静岡県1件)、昭和4年が144件(同5件)、昭和5年が66件(同2件)、昭和6年が60件(同3件)、昭和7年が55件、昭和8年が38件、昭和9年が26件、昭和10年が18件、昭和11年(4月まで)が5件の合計443件であった。我国における陪審制度は「国家正義の維持伸長を国民の光栄ある責任としてその双肩に委ねるところのもの」という高らかな理想の下に歩み始めたが数年にして立ち止まってしまったのである。

元々我国の陪審制度は制度としては徹底していなかった。例えば、被告人が犯罪事実を認めている事件には適用されず、法定陪審事件でも被告人が望まなければ放棄でき、裁判官は陪審員の評決に納得できなければ何度でも陪審裁判をやり直すことができた(陪審の更新)。また、陪審員は30歳以上の日本国民たる男子で、引き続き2年以上同一の市町内に居住すると共に直接国税三円以上を納めている者に限られていた。また、有罪・無罪に拘らず控訴はできず、陪審員は官尊民卑の思想から抜け出せず、陪審裁判に出て来る検事正は、県内に県知事、地方裁判所長と三人しかいない「閣下」の一人であった。更には、弁護士会は検事正の監督下であり、検事に不利な証人を出すと圧力がかかることもあったと言われる。しかし、

陪審裁判における無罪率は17%(81件)に昇っていることを考えると被告人にとっては大きな希望を見出すこともできた筈である。それにも拘らず被告人達は陪審裁判を避けたのである。

その原因についてある学者は、「陪審法の持つ欠陥に求め得ないでもないが、何と云っても最大の原因は国民の陪審に対する熱意の不足にあるとし、自嘲気味に「どんなにひいき目で見ても、我国の民衆は陪審制度を愛する国民ではないらしい。」としている。ヨーロッパの陪審制度はフランス革命の産物であるが、我国のように、革命の歴史のない国でも陪審制度が根付いている国は多い。

わが国において陪審制度が停止された66年後の昨年五月、「刑事裁判に国民の健全な常識を反映し、裁判に対する国民の信頼を確保すること」を目的として歩み始めた裁判員制度も陪審制度と同じ運命をたどらせてはいけない。あの忌わしい戦争を経験し、国民の法意識も社会状況も変化した今日、国民一人一人が真に民主主義国家の主役として裁判員制度に深い関心を寄せて頂きたいと共に改善すべきは改善して、裁判員がその責任を果し易い制度に成長させていって頂きたいと思う。

【平成 22 年 3 月 4 日 静岡新聞 朝刊 掲載】